

お手伝いください

# 勤務評価には使われていません！

# 県学習状況調査 県教委交渉その2

＜藤村委員長＞この学習状況調査は、個々の児童生徒の経年的な変化を調査し、その指導に生かすことが目的なのか。

＜義務教育課長＞教員の指導状況の改善に役立てることを目的とした調査であり、11月に実施することで、年度前半の学習内容の定着状況を把握し、年度後半における指導に生かそうというものである。もちろん採点を行う教員が一人一人のつまづきなどにも対応している。

＜教育長＞小学3年から中学2年までの全児童生徒を対象とした調査であるが、県内の子どもたちがどの程度学習内容を理解しているのかを把握することにより、教員がきちんと教えられているのかどうかを見るための調査であり、あくまで教員の指導力の向上を目的としたものである。生徒個々への指導という意味合いで、中学3年で進路指導を目的とした学習診断を行っている。

＜香川県教育委員会HP 議事録より抜粋＞



## 回答する西原教育長

児童生徒の学習の定着や理解度を測るのはこれで十分ではないか。でしようか。

接点や不規則な結果の扱いが少しあり、現場での処理量が大変多く、該当学年や担当者は毎年かなりの負担を強いられています。

小学校には、教科ごとの「冒頭版テスト」、中学校には「学習の診断テスト」があり、すでにクラスや学年で平均点を比較され、担任は追い立てられています。

現場の実態と教育委員会の認識のかじ離れ始めて10年余が経ちました。定着したかのように見えますが、「全国学力テスト」と比べると采点や入力、結果の可否など

なりあるようだ。県学習状況調査の実施・採点、事後処理はかなりの授業時間をとり、教員の多忙化長時間労働にもつながっている。改めて、交渉したい。

の「学習状況調査のできが悪け  
支け、2016年1月の教育委  
直について」の、西原教育長の

本当に、児童生徒の学力を上げ、教員の長時間過密労働を解消しようとすると、即刻、県学習状況調査は中止すべきです。現場には、県教委が思うような採点しながら児童生徒の理解状況を把握できるゆとりはありません。

現場では、学校独自で、該当学年の担任や担当だけに負担がかからないように分担するなど工夫しているところもありますしかし、小規模校になると、人的な不足から分担することはできないと聞いています。「授業時間は確保しなければならない」「採点は自分でしなければならない」これに答えるには、放課後時間外に行うしかありません。

恥ずかしながら娘の話▼先日待ち合わせをした。「沖松島駅の南側のミニゼン」イオンへの駅が「沖松島」か「松島2丁目」か定かでなかったので、交差点から「あそこね」と確かめた▼待ち合わせの時間が過ぎても来ない。少々心配になる。会議を抜け探しに行く▼いた!「松島2丁目の北側のコミニゼン」▼「(母の)車がないからおかしいなあと思つてたんだけど」と娘▼「ここは駅の北側」と言うと、「南がどっちかいまいち分からんのよね」▼娘は中3。「香川県は山脈が南北ごろは太陽がある方。小3で習うやろ?」「そうかあ、そう考えるのか」▼娘の学力は低い方ではない。しかし、この反応には驚いた。学校で学んだことが、「生きてはたらく力」になつていなかつた▼さて、この話を高2の娘にしてみた。意外な反応だった▼「そうなんよ!。いまいち方角がわからんのよね!」妹より得点よい彼女の言葉とは!▼テストの点を上げるために一生懸命覚えたことも、実生活になるとまったく活用できないうとに、母として教師として「びっくりほん!」の瞬間だつた▼こ10年、「学テ」が導入されたり「県版テスト」の平均点を提出させられたりするので、「実際に現場に行つて『みる』『やつてみる』『ふれる』『きく』授業は減つたな」と自らの実践を反省した▼こんなエピソードは娘だけだと思っていた。

## 主権者教育として子どもたちにプレゼントされる教育とは

子どもを主人公に子どもの権利条約の意見表明権を取り入れた教育を



講師杉浦真理さん  
(立命館宇治中学校・高等学校)

6月18日（日）高教組と香川民研共催で「主権者教育学習会」が行われました。講師は、立命館宇治中学校・高等学校教諭の杉浦真理さんです。

「18歳選挙権に向けて、主権者教育（シティズンシップ）について学校では、地域では何ができるか」について、実践をもとにわかりやすく話していただきました。選挙権が18歳になったことで、主権者教育がにわかに取りざたされていますが、18

歳になったから主権者意識が生まれるわけではありません。杉浦先生は、「18歳にプレゼントされるべき教育」として、「生徒を主人公に子どもの権利条約の意見表明権を入れた教育」が必要だと言います。

子どもを主人公にした「子どもの権利条約」の意見表明権を取り入れた教育は、どの学齢においても大切なことだと思います。

自分たちの幸せな生活をつくるために「投票に行く」人に育つて欲しいと思います。私たちの意見を議会に届けることができるは、選挙で議員を選ぶことでしかできません。「主権者教育は義務教育から」始まっている、いえ「生まれたその時から」始まっているのかもしれません。

## ◆ 子どもの権利条約

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満を「児童（子ども）」と定義し、国際人権規約（第21回国連総会で採択・1976年発効）が定める基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要な具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

「子どもの権利条約」と検索してみてください。

## 第3回パワーアップ学習会のご案内

2017年度教員採用選考試験に向けて対策講座を開催します。2次試験に向け、「個人面接」のポイントをお話したり「論文添削」を行ったりします。お誘いあわせの上ご参加ください。

1 日 時 8月12日（金）18:00～20:30

2 場 所 高松テルサ 大会議室

3 参加費 300円（資料代）

どなたでも参加できます。直接会場にお越しください。

これからのおおきなかば

（いずれも19:00～資料代100円※どなたでも参加できます）

高松会場（香教組会館2F）	7/5
丸亀会場（丸亀生涯学習センター5F）	7/13
大川会場（大川教育会館）	7/6
三豊会場（三豊教育会館）	7/11

## そうだ！選挙に行こう！！

7月10日（日）は参議院選挙投票日です。

「35人以下学級の実現」「教育の無償化など教育条件整備」「子どもたちの貧困の拡大」「働き方の問題（低賃金・長時間過密労働など）」など、様々な問題が山積みです。子どもたちに安心して暮らせる平和な未来を残すために、投票に行きましょう。あなたの、わたしの1票が政治を変えます。

梅雨のじめじめした日が続きます。この時期は、発達に課題のある子どもたちももちろん、低気圧が通過するなどの気圧の変化は、人間の体のリズムを狂わせるそうです。「そう言えば、天候が悪くなるとイライラしたり体調が思わしくないな」と心当たりのある方もいると思います。

発達障害の子どもたちは、その影響は顕著ですね。また、それとは別に、6月の終わり頃から、夏休み前にかけて、子どもたちの問題行動が続発します。私はこれを「学期末説」と呼んでいます。先生がテストの採点や通知表の記入などに追われ始めると、決まって「ガラスが割れた」「いじめではない」と、教員の目がどうしても子どもたちから離れてしまふため、「かまつちから離れてしまった」、「私たちを見て」という合図なのです。しかし、心がけるだけでも、数が減りますね。

夏休みまであと3週間。教員もヘトヘトですが、一踏ん張りして子どもたちから「目を離さない」を意識して乗り切りましょう。起きてしまった問題には、手を抜かないよう！

## 全国寄宿舎学習交流集会 in 香川

テーマ「学ぼう 伝えよう 寄宿舎の魅力を！」

～その感動を 香川県で見つけるけん～

・日時 7月30日（土）12時30分～16時30分

7月31日（日）9時30分～16時30分

・場所 香川県社会福祉総合センター

・内容

1日目 記念講演「寄宿舎がある学校の魅力と役割

——子どもたちが語っていること——

猪狩恵美子 福岡女学院教授

知つ得講座（6講座）

2日目 実践分科会（5分科会）

・参加費 2日間参加 3000円

1日のみ参加 2000円

学生・保護者 1000円

詳しくは香教組本部 Tel087-867-4797

kakyoso@kakyoso.comまで